## 静岡福祉大学学術・研究活動における不正防止に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡福祉大学(以下「本学」という。)が、組織を挙げて、学術・研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を防止することで、社会的責任を果たし、もって学術・研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

#### (定義等)

- 第2条 この規程において、「研究者等」とは、学術・研究活動を行う本学の教職員及び 学生並びに本学の施設又は設備を利用して学術・研究活動を行う者をいう。
- 2 この規程において、「学術・研究活動における不正行為」とは、故意又は研究者等と してわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次の各号に掲げる行 為及びそれらに助力することをいう。
  - (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
  - (2) 改ざん 研究に係る資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
  - (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
  - (4) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、又は著者としての資格を有する者を除外する行為。
  - (5) 不適切な投稿又は出版 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌 等に発表する行為。
  - (6) その他不正行為 前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、 公表又は伝達すること。
- 3 この規程において、「研究費」とは、本学が研究者等に交付する研究費及び研究者等 が学外から獲得した公的研究費をいう。
- 4 この規程において、「公的研究費」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 国又は国が所管する独立行政法人等から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を原資とする研究費
  - (2) 運営費交付金の対象となる研究費並びに地方公共団体からの助成金及び補助金
  - (3) 受託研究費、共同研究費及び奨学寄附金
  - (4) その他本学の責任において管理すべき研究費等
- 5 この規程において、「研究費の不正使用」とは、次に掲げる行為及びそれらに助力することをいう。
  - (1) 架空の取引による代金を本学に支払わせ、業者等に預け金として管理させること
  - (2) 虚偽の申請に基づき、申請と異なる物品費等を本学に支払わせること
  - (3) 虚偽の申請に基づき、出張旅費等を本学に支払わせること
  - (4) 虚偽の申請に基づき、リサーチ・アシスタント等の報酬等を本学に支払わせること
- (5) 故意又は重大な過失により、法令、本学の規程等又は当該研究費の使用に係る指針等 (以下「法令等」という。) に定められた用途以外の用途に使用すること

# (不正行為の禁止)

第3条 研究者等は、学術・研究活動における不正行為及び研究費の不正使用(以下「不

正行為」という。)を行ってはならない。

(研究費の取扱いに係る本学の対応)

- 第4条 本学は、研究費を適切に管理するとともに、研究者等に研究費を支出するときは、 当該支出が適正なものであることを確認するものとする。
- 2 研究費に係る経理処理は、本学及び当該研究者等が責任をもって行うものとし、その 手続は、学校法人静岡精華学園経理規程及びこれに基づく規程、要領その他の会計に係 る手続に基づかなければならない。
- 3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に係る書類、 その他研究費に係る文書を、静岡福祉大学文書取扱規程に定める期間、保管するものと する。

## (責任者及び権限)

- 第5条 本学における研究費を適正に運営・管理するため、次の各号に掲げる者は、研究 費の運営・管理に関わる責任者として、当該各号に掲げる責任と権限を持つ。
  - (1) 学長は、最高管理責任者として、本学全体を統括し、不正防止計画を策定・周知するとともに、研究費の運営・管理について、最終的な責任を負う。
  - (2) 副学長(副学長を置かない場合にあっては、各学部長)は、研究活動適正運営責任者 として、研究費に係る研究活動の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な 責任と権限を持つ。
  - (3) 事務部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
  - (4) 各学部長及び各学科長は、部局責任者として、各学部及び各学科における研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。

## (誓約書の提出)

第6条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、公的研究費を 獲得し、交付申請を行うときは、様式第1号による誓約書を学長に提出しなければなら ない。

# (研修の受講)

第7条 本学において公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、本学が実施する研究活動に係る法令等の違反の防止のための研修を受講しなければならない。

## (公的研究費等適正管理推進委員会の設置)

- 第8条 本学に、研究者等による不正行為を防止するため、公的研究費等適正管理推進委 員会(以下「推進委員会」という。)を置く。
- 2 推進委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 各学科の専任教員
  - (2) 事務職員
  - (3) 第12条第1項に規定する研究倫理教育責任者
- 3 推進委員会の事務局は、事務部総務課に置く。

(推進委員会の委員長及び副委員長)

- 第9条 推進委員会に、委員長を置く。委員長は、第8条第2項の委員の互選により選出 する。
- 2 委員長は、推進委員会を代表し、推進委員会の業務を統括する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職 務を行う。

## (推進委員会の運営)

- 第10条 推進委員会は、委員長が招集する。
- 2 推進委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第11条第4号に規定する事項を審議するときは、委員の3 分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 推進委員会の議決は、出席委員の3分の2以上の多数によらなければならない。
- 5 不正行為に利害関係を有する委員は、当該不正行為の調査に係る全ての審議に加わる ことができない。
- 6 推進委員会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者の意見を聴くことができる。
- 7 推進委員会における審議は、非公開とする。ただし、推進委員会が認めた者は、これ を傍聴することができる。
- 8 推進委員会の議事録は、非公開とする。

## (推進委員会の職務)

- 第11条 推進委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 学術研究倫理に係る研究者等に対する周知、研修、教育等の企画及び実施に係る事項
  - (2) 学術研究倫理に係る国内外における情報の収集及び分析に係る事項
  - (3) 不正防止計画の策定及び実施に係る事項
  - (4) 研究者等の不正行為に係る調査に係る事項
  - (5) その他学術研究倫理に係る事項

## (学術研究倫理教育責任者の設置)

- 第 12 条 前条第1号及び2号に規定する事項を実施するため、学術研究倫理教育責任者 を置く。
- 2 学術研究倫理教育責任者は、学長が指名する者をもって充てる。

#### (相談窓口の設置)

- 第13条 本学における研究費の使用ルール等に関し、本学内外からの相談を受け付け、効率的な教育研究活動を支援するため、静岡福祉大学研究費の使用ルール等に関する相談窓口(以下「相談窓口」という。)を置く。
- 2 相談窓口は、事務部総務課とする。

# (通報(告発)受付窓口の設置)

第 14 条 本学における不正行為に関して、本学内外からの通報(告発)を受け付けるため、本学に静岡福祉大学不正行為の通報(告発)受付窓口(以下「通報(告発)受付窓

口」という。)を置く。

2 通報(告発)受付窓口は、事務部長とする。

# (不正行為に係る予備調査)

- 第15条 推進委員会は、次に掲げる場合に、予備調査を行う。
  - (1) 本学教職員から、研究者等に不正行為の疑いがある旨の報告を受けた場合
  - (2) 前条第1項に規定する通報(告発)受付窓口から、研究者等の不正行為に関する情報 を得た旨の通知を受けた場合
  - (3) 法人本部から、監査その他の方法により研究者等の不正行為に関する情報を得た旨の報告を受けた場合
- 2 前項の不正行為に関する情報は、客観的かつ合理的な根拠に基づかなければならない。
- 3 第1項各号の不正行為に関する情報の報告又は通知は、次に掲げる事項を明らかにした書面及び証拠を、推進委員会に提出することにより行う。
  - (1) 情報提供を行った者の連絡先
  - (2) 不正行為を行った疑いのある者(以下「調査対象者」という。)の所属部署及び氏名
  - (3) 不正行為の内容
- 4 予備調査では、報告を受けた情報、関係書類等の精査、不正行為の疑いの有無の確認 等を行う。
- 5 予備調査は、不正行為に関する情報を得た日から、原則として30日以内に完了しなければならない。

# (調査委員会の設置)

- 第16条 推進委員会は、予備調査の結果、本格的に不正行為の有無を調査する必要がある と判断したときは、調査委員会を設置する。
- 2 本格的な調査を行わないことを決定したときは、その旨を情報提供を行った者に通知 するものとする。ただし、情報提供を行った者の連絡先が明らかでない場合は、この限 りではない。
- 3 調査委員会を設置したときは、その旨を書面により、調査対象者に通知し、調査対象 研究の研究費配分機関(以下「研究費配分機関」という。)に報告するとともに、予備 調査の結果を添えて、学校法人静岡精華学園理事長(以下「理事長」という。)に報告 する。
- 4 推進委員会は、調査委員会が調査を行うに際して、調査方針、調査対象及び方法等について、研究費配分機関に報告・協議しなければならない。
- 5 推進委員会は、調査対象者に対し、必要に応じて調査対象研究の研究費の使用停止を 命ずることができる。
- 6 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 副学長
  - (2) 事務部長
  - (3) 各学部長
  - (4) 推進委員会の委員長が、推進委員会の議を経て指名した大学の教職員及び外部有識者
- 7 前項第4号の外部有識者である委員の人数は、次のとおりとする。
  - (1) 学術・研究活動における不正行為に係る事案の事実調査にあたっては、調査委員会

全体の委員の人数の半数以上でなければならない。

- (2) 研究費の不正使用に係る事案の事実調査にあたっては、委員に外部有識者を含めるものとする。
- 8 第6項第4号の委員の人数は、調査対象者が複数であって、その所属部署が複数にわたるときは、必要に応じて増やすことができる。
- 9 調査委員会に、委員長1人を置き、副学長(副学長を置かない場合にあっては、各学部長のいずれか)をもって充てる。
- 10 委員長は、調査委員会を代表し、当該委員会の業務を統括する。
- 11 第10条(第7項ただし書を除く。)の規定は、調査委員会について準用する。

# (調査委員会による調査の実施)

- 第17条 調査委員会は、不正行為に関する事実の調査を実施し、推進委員会に対して、原則としてその設置の日から起算して3か月以内に中間報告を行い、5か月以内に最終報告を行うものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、最終報告を行う期限を1か月を超えない範囲で延長することができる。
- 2 調査委員会は、調査の過程において、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに推進委員会に報告しなければならない。
- 3 調査委員会は、最終報告を行う前に研究費配分機関から調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求められた場合は、当該報告書を作成し、推進委員会に報告しなければならない。
- 4 調査委員会は、調査対象者、調査対象者の所属部署及びその関係者に対して、資料の 提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、 協力を求められた調査対象者、調査対象者の所属部署及びその関係者は、調査が円滑に 実施できるよう、誠実に協力するとともに、知り得た事実について忠実に真実を述べる ものとする。
- 5 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、調査対象者に対し、当該調査に係る利害関係を有する者との接触禁止、保全を必要とする場所への接近禁止その他の必要な措置を要請することができる。
- 6 調査委員会は、前項の措置を要請する場合、調査対象者以外の教職員等による研究教育活動及び本学の管理運営に係る業務に支障が生ずることがないよう、十分配慮しなければならない。
- 7 調査委員会における調査は、事実に基づき、公平不偏にこれを実施しなければならない。
- 8 調査委員会において少数意見があったときは、中間報告及び最終報告にその少数意見を付記するものとする。
- 9 調査委員会は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、研究費配分機関が求める調査事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。また、その結果等について、推進委員会に報告するものとする。

## (調査対象者の追加)

- 第18条 調査委員会は、調査の過程において、調査対象者以外の研究者等が不正行為に関与している疑いが生じた場合は、その旨を推進委員会に報告するものとする。
- 2 推進委員会は、調査委員会から前項の報告を受けたときは、予備調査を実施し、前項

の研究者等を調査対象者とするか否かを審議する。

3 推進委員会が第1項の研究者等を調査対象者とする旨議決したときは、必要に応じて、 新たな調査委員会を設置し、又は調査委員会の委員の全部若しくは一部を変更すること ができる。

## (調査対象者等への通知等)

- 第19条 推進委員会は、調査委員会から第17条第1項の中間報告及び最終報告を受けた ときは、その内容を審議の上、事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知 しなければならない。
- 2 推進委員会は、調査委員会から第17条第2項及び第3項の報告を受けたときは、その 内容を審議の上、事実を認定し、研究費配分機関に報告するものとする。

## (調査対象者の不服申立)

- 第 20 条 調査対象者は、前条及び第 8 項の規定により受けた通知の内容に不服がある場合は、当該通知を受けた日から起算して 10 日以内に、書面により、推進委員会に不服申立てを行うことができる。
- 2 前項の不服申立てのうち、中間報告に対する不服申立てを受けたときは、推進委員会は、当該不服申立ての内容を、調査委員会に通知するものとする。
- 3 調査委員会は、中間報告に対する不服申立てに係る調査結果の報告を、最終報告を行 う前に行うものとし、当該調査結果の報告を受けた推進委員会は、その内容を審議の上、 事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知しなければならない。
- 4 第1項の不服申立てのうち、最終報告に対する不服申立てを受けたときは、推進委員会は、当該不服申立ての内容を検討し、再調査を実施するか否かを決定するものとする。
- 5 推進委員会は、再調査を実施する必要がない旨決定したときは、その理由を付して、 書面により、調査対象者に通知しなければならない。
- 6 前項の決定にかかわらず、推進委員会は、必要があると認めるときは、最終報告の内容を修正することができる。この場合においては、推進委員会は、その内容を、書面により、調査対象者に通知するものとする。
- 7 推進委員会が再調査を実施する必要がある旨決定したときは、調査委員会は、速やかに再調査を行い、その結果を推進委員会に報告するものとする。なお、再調査を行うに当たり、推進委員会は、調査委員会の委員の全部又は一部を変更することができる。
- 8 推進委員会は、調査委員会の再調査結果の報告を受けたときは、その内容を審議の上、 事実を認定し、書面により、速やかに調査対象者に通知しなければならない。

## (理事長等への報告等)

- 第21条 推進委員会は、第19条及び前条に基づき調査対象者へ通知するに当たり、併せて、理事長及び研究費配分機関に報告するものとする。
- 2 調査委員会の解散時期は、推進委員会が決定する。
- 3 推進委員会は、第 17 条の調査の結果、研究者等に不正行為があったと認定した場合は、理事長に第 1 項の報告をする際に、不正行為の原因となった制度又は運用体制等の問題点及び再発防止のために本学において実施すべき必要な措置(以下「是正措置等」という。)について、意見を付記するものとする。この場合において、少数意見があったときは、これを併せて付記するものとする。
- 4 理事長は、是正措置等についての意見が付された報告を受けたときは、理事会におい

て実施すべきとされた是正措置等について、理事会に報告しなければならない。また、 本学において実施すべきとされた是正措置等について、その実施を学長に勧告しなけれ ばならない。

- 5 理事長は、研究者等に不正行為があった旨の報告を推進委員会から受けた場合において、当該研究者等に懲戒処分を課すべきと判断するときは、当該研究者等の懲戒手続に関して、学長に審議を求めることができる。
- 6 第4項の勧告又は前項の求め(以下「勧告等」という。)を受けた学長は、その勧告等に係る是正措置等の実施状況を理事長に報告し、懲戒処分等については、処分内容を理事長に内申するものとする。
- 7 理事長は、理事会において実施した是正措置等又は学長から報告を受けた是正措置等 若しくは学長から内申を受けた懲戒処分等の状況について、推進委員会に報告するもの とする。
- 8 学長は、推進委員会の調査の結果及び前項の理事長が推進委員会に報告した内容を、 研究費配分機関及び関係行政機関に報告するとともに、公表するものとする。

## (調査対象者への配慮)

- 第22条 推進委員会、調査委員会、理事長、理事会及び学長は、この規程に基づく権限を 行使するときは、調査対象者又は調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害す ることのないように配慮しなければならない。
- 2 調査対象者には、公正な聴聞、反論又は弁明の機会が提供されなければならない。この場合において、調査対象者が弁護士等の同席を申し出た場合は、正当な理由がない限り、これを拒否することができない。
- 3 推進委員会は、調査対象者に不正行為があった旨認定しなかったときは、必要に応じて、調査対象者の名誉の回復及び不利益の発生の防止に係る措置を講ずるよう、理事長に意見を具申するものとする。意見の具申を受けた理事長は、当該意見において講ずべきとされた措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 推進委員会は、推進委員会又は調査委員会に情報を提供した者が、悪意をもって虚偽の情報を提供したと認定した場合は、その旨を理事長に報告するものとする。
- 5 理事長は、前項の報告を受けた場合において、悪意をもって虚偽の情報を提供したと 認定された者が、本学の教職員であり、懲戒処分を課すべきであると判断するときは、 当該教職員の懲戒手続に関して、学長に審議を求めることができる。

# (守秘義務)

- 第23条 調査に係る業務に従事する者(以下「調査業務従事者」という。)は、当該業務 に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。調査業務従事者でなくなった後も、また、 同様とする。
- 2 推進委員会は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合は、その旨を理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、前項の報告を受けた場合において、調査業務従事者に懲戒処分を課すべきであると判断するときは、当該調査業務従事者の懲戒手続に関して、学長に審議を求めることができる。
- 4 第1項から第3項の規定は、推進委員会の委員に対しても適用する。

# (個人情報の保護)

- 第24条 調査業務従事者は、調査で得た個人情報を、正当な理由なく他人に知らせ、又は 不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も、また、同様とす る。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、調査業務従事者が前項の規定に違反した場合について、準用する。
- 3 第1項及び第2項の規定は、推進委員会の委員に対しても適用する。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、推進委員会及び運営協議会の議を経て、理事長が行う。

附 則(平成28年4月14日程第1号)

- 1 この規程は、平成28年4月15日から施行する。
- 2 静岡福祉大学における公的研究費の取扱いに関する規程(平成 20 年程第 2 号) は、廃止する。

附 則(令和5年3月29日程第74号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。

# 誓約書

静岡福祉大学学長 様

- 1 私は、下記研究課題に係る研究費の交付申請にあたり、「学術・研究活動における不正防止に関する規程」(平成 年程第 号)を遵守して、交付された研究費を適正に使用することを誓約します。
- 2 私は、「学術・研究活動における不正防止に関する規程」(平成 年程第 号)に違反し、不正を行った場合は、静岡福祉大学及び研究費配分機関の処分を受け入れ、法的責任を負担します。

	(区	分)□	研究代	え表者	□ 研究	它分担者	·等				
	(研究費:	名)口	科学研	开究費助	成事業						
			課題	種号:							
	研究種目: □ その他の研究費										
		(									)
	(研究課是	題名)									
	<i>( T</i> '''										
	(研究期間	前 <i>)</i> 									
-		<i>-</i>	-	<b></b>							
Ħ	付:	年	月	日	所	属:					
					<u></u>						
					<u>役</u>	職:					
					氏	名:					
							(	自	署	)	

(注意)日付は記入日を記入ください。

研究費交付元機関より、誓約書それに類する確認書等の提出が義務付けられている場合も併せて提出ください。